

令和4年度
包括外部監査報告書

令和5年3月

秋田県包括外部監査人
公認会計士 越山 薫

目次

I. 包括外部監査の概要.....	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 監査の対象期間	1
4. 特定の事件を選定した理由.....	1
5. 監査の対象となる部局	2
6. 監査の実施方法	2
(ア) 監査の視点	2
(イ) 主な監査手続.....	2
7. 監査の実施期間.....	2
8. 包括外部監査人及び補助者.....	3
(ア) 包括外部監査人.....	3
(イ) 補助者.....	3
9. 利害関係.....	3
II. 監査対象事業の概要.....	4
第1 日本の農業を取り巻く環境と現状（「令和3年度 食料・農業・農村白書」より）.....	4
1. 日本の農業の動向	4
2. 食料安全保障の確立と食料自給率の向上.....	4
3. 担い手の育成確保と農業の持続的な発展.....	5
4. 田園回帰と多様な農業へのかかわり方の展開.....	7
第2 秋田県の農業の役割と現状及び課題.....	8
1. 秋田県の農業の役割.....	8
2. 秋田県の農業の現状.....	8
(ア) 農業の地位	8
(イ) 農業産出額	9
(ウ) 農家・認定農業者・農業法人.....	10
(エ) 新規就農者	13
(オ) 秋田の米.....	14
(カ) 秋田の野菜等米以外の農作物.....	15
(キ) 大規模園芸団地の全県展開.....	16
3. 秋田県の農業の課題.....	16
(ア) 稲作中心の農業からの脱却.....	16
(イ) 農林水産業の6次産業化	17
(ウ) 複合型生産構造への転換	19
(エ) 農業従事者の高齢化及び耕作放棄地等の増加.....	20

第3 農林水産部の概要	21
1. 組織図	21
2. 令和3年度農林水産部重点推進事項	22
3. 主な取組	23
4. 予算	25
第4 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンの概要	25
1. 目指す姿	25
2. 監査対象とした施策と方向性	25
III. 包括外部監査の結果—総論	31
1. 県の農業施策の遂行状況と各市町村との連携について（意見）	31
2. 補助金等で取得した農業用機械設備等の継続的使用の検証について（指摘）	32
3. 各事業に要した職員の関与時間と人件費の把握について（意見）	33
IV. 監査対象とした個別事業に関する監査の実施とその結果—各論	37
1. 農地中間管理総合対策事業	37
(ア) 事業の概要	37
(イ) 事業の背景と監査の視点	38
(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連	40
(エ) 監査手続	40
(オ) 監査結果	41
2. 新規就農総合対策事業	45
(ア) 事業の概要	45
(イ) 事業の背景	46
(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連	46
(エ) 監査手続	47
(オ) 監査結果	47
3. 新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業	54
(ア) 事業の概要	54
(イ) 事業の背景	55
(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連	55
(エ) 監査手続	56
(オ) 監査結果	57
4. メガ団地等大規模園芸拠点育成事業	64
(ア) 事業の概要	64
(イ) 事業の背景	65
(ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連	65
(エ) 監査の視点と実施する監査手続	66
(オ) 監査結果	67
5. 次世代につなぐ水田農業総合対策事業	73

(ア)	事業の概要	73
(イ)	事業の背景	74
(ウ)	第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連	74
(エ)	監査手続	75
(オ)	監査結果	75
6.	秋田米をリードする新品種デビュー対策事業	82
(ア)	事業の概要	82
(イ)	事業の背景	83
(ウ)	第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連	83
(エ)	監査手続	83
(オ)	監査結果	84
7.	日本型直接支払交付金事業	88
(ア)	事業の概要	88
(イ)	事業の背景と役割	90
(ウ)	第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連	91
(エ)	監査手続	91
(オ)	監査結果	92
8.	元気な中山間農業応援事業	97
(ア)	事業の概要	97
(イ)	事業の背景と監査の視点	98
(ウ)	第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連	99
(エ)	監査手続	99
(オ)	監査結果	100
9.	経営体育成基盤整備事業	105
(ア)	事業の概要	105
(イ)	事業の背景と監査の視点	106
(ウ)	第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連	107
(エ)	監査手続	107
(オ)	監査結果	108
V.	結び	110

1. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」に関する財務事務の執行並びに事業の管理について

～主として「秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成」「複合型生産構造への転換の加速化」「秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用」「地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり」の 4 つの戦略を中心として～

3. 監査の対象期間

令和 3 年度を対象期間とするが、必要に応じて過年度及び令和 4 年度の一部についても監査対象に含めることとした。

4. 特定の事件を選定した理由

日本の農業は、現状高齢化や後継者不足という問題に直面している。また、今までは所得水準の低さや労働環境の厳しさもあり、就農者が伸び悩む傾向にあった。若者は都会生活にあこがれて地方を離れ、地方は人口減少問題に直面する結果となっているが、秋田県も例外ではない。

しかし、最近では新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地方での生活が見直されてきている。農業自体も法人化が進み、大規模・機械化や AI 化が進行し、また、農産物の海外への輸出も行われてきており、従来のイメージからは変わりつつある。将来的に農業は、新たな発想と工夫次第では可能性が広がる産業であり、若者にとってもチャレンジしがいのある仕事であると考えている。

自然環境に恵まれた「美の国秋田」は、農業で元気を創造していくことのできる県であり、その意味で県の農林水産戦略は非常に重要である。

秋田県では、第 3 期ふるさと秋田元気創造プランを公表しているが、その中における重点施策として、「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」を掲げている。また、それを実現するための計画として、秋田県農林水産業・農山漁村振興基本計画「第 3 期ふるさと秋田農林水産ビジョン」を策定している。

県の農林水産戦略を実施するための主要施策としては、「秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成」「秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用」「地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり」等が掲げられており、それを実現するために各事業が定められ、主要施策が展開されている。これらの事業の執行及び管理

について検討し提案することが、今回新たに策定された「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」および「新秋田元気創造プラン」を実現していく上で役に立つのではないかと考え、特定の事件（テーマ）として選定した。

5. 監査の対象となる部局

主として農林水産部

6. 監査の実施方法

(ア) 監査の視点

① 農林水産事業に係る財務事務の執行の合规性

農林水産事業に係る財務事務及び県の規程等が、関係法令等に準拠しているか。

② 農林水産事業に係る財務事務の経済性・効率性・有効性

農林水産事業に係る財務事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(イ) 主な監査手続

① 第3期ふるさと秋田元気創造プランの「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」から、一定の基準に基づき監査対象となる事業を選択する。なお選択する事業は、県の各農林水産戦略のバランスを考え、秋田県の農業政策にとって重要性が高いと判断されるものとした。

② 監査の対象とした各事業につきヒアリングを実施し、事業の概況を把握する。

③ 関係資料を入手し、閲覧、照合、分析、質問を行う。

④ 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンを常に念頭に置き、ビジョンの目指す姿を達成するために対象となった事業が有効に行われているかどうかを検証する。

⑤ 県の施策を実行する立場にある地域振興局に対し、関係資料を基にヒアリングを実施する。

7. 監査の実施期間

令和4年6月23日（着手日）から令和5年3月8日まで

8. 包括外部監査人及び補助者

(ア) 包括外部監査人

越山 薫 (公認会計士)

(イ) 補助者

鈴木 實 (公認会計士)

佐藤哲也 (公認会計士)

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人及び監査補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 監査対象事業の概要

第1 日本の農業を取り巻く環境と現状（「令和3年度 食料・農業・農村白書」より）

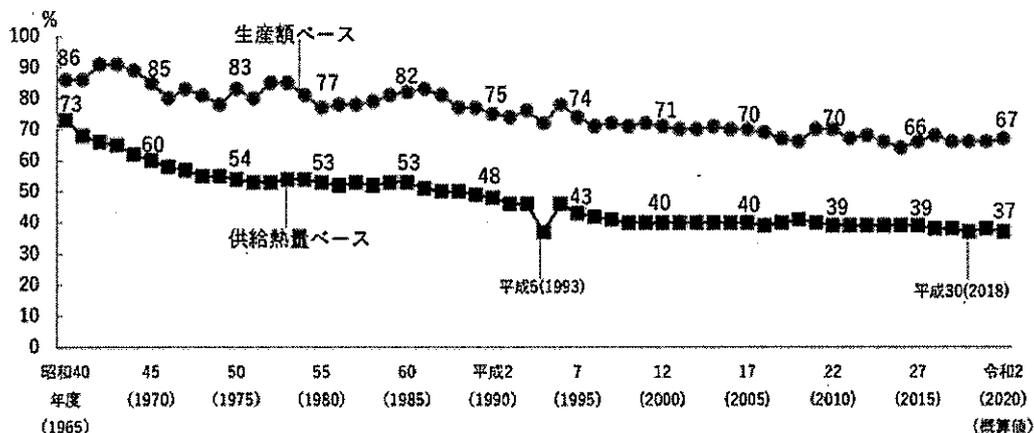
1. 日本の農業の動向

日本の農業は、日本の経済社会において重要な役割を果たしているが、その一方で、農業人口の著しい高齢化・減少という深刻な事態に直面している。それに加え、ここ2～3年は新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、さらにロシアによるウクライナ侵攻という厳しい世界情勢に直面している。このような厳しい環境の中で、日本の農業を持続的に発展させていくためには、国の農業政策が極めて重要となってきた。

2. 食料安全保障の確立と食料自給率の向上

近年における世界的な気候変動や大規模自然災害等により、食料の安定供給が脅かされる中、食料の安定供給は国の最も重要な責務の一つになっている。食料の安定供給の指標の一つに食料自給率があるが、図表に示す通り日本における供給熱量ベースの食料自給率は、令和2年においては37%とそれほど高い比率とはいえ、年々減少傾向にある。

図表 1-1-1 我が国の総合食料自給率



資料：農林水産省「食料需給表」

注：平成30(2018)年度以降の食料自給率は、イン(アウト)バウンドによる食料消費増減分を補正した数値

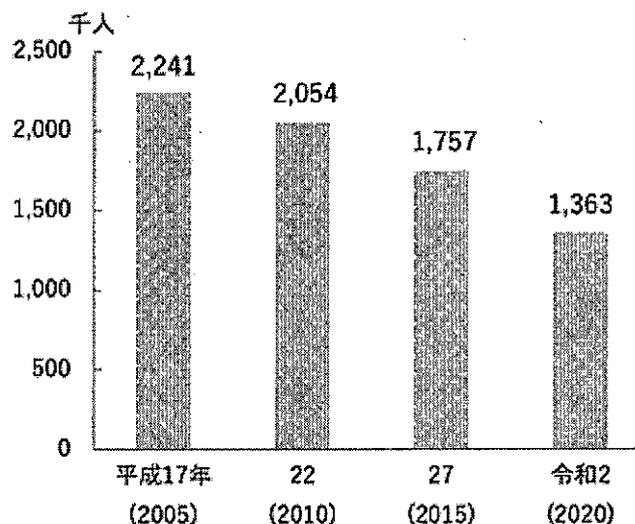
またロシアのウクライナ侵攻等により、農産物の供給不足・高騰が懸念されており、食料安全保障の問題がより注目されるようになった。食料自給率を高めることにより、食料安全保障を確立することが、日本の農業の課題の一つである。

3. 担い手の育成確保と農業の持続的な発展

農業従事者の高齢化と減少が進む中、日本の農業を持続的に発展させていくためには、農業の担い手の育成・確保が必要である。しかし特に65歳以上の農業経営者において、多くが後継者を確保できていないのが現状で、新規就農者数も近年は横ばいで推移している。農地、経営資源、技術・ノウハウ等を次世代の農業経営者に引継ぎ、農業の持続的な発展に資することが日本の農業にとっては重要である。

個人経営体の世帯員である基幹的農業従事者数は減少傾向が続いており、令和2年は136万3千人と、平成27年の175万7千人と比べて22%減少している。また15年前の平成17年と比べると、実に39%も減少している。

図表 特-1 基幹的農業従事者数



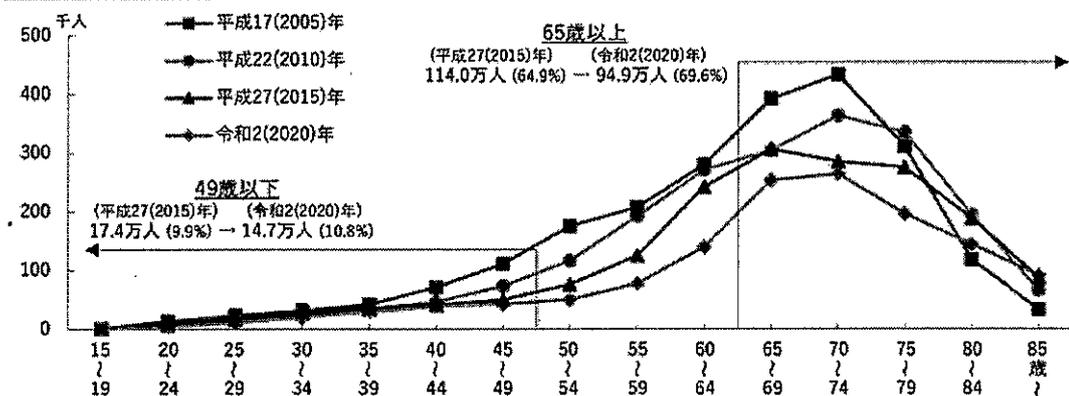
資料：農林水産省「農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」(組替集計)

注：1) 各年2月1日時点の数値

2) 平成17(2005)年の基幹的農業従事者数は販売農家の数値

令和2年の基幹的農業従事者数のうち、65歳以上の階層は全体の70% (94万9千人) を占める一方、49歳以下の若年層の割合は11% (14万7千人) となっており、高齢化が進んでいるのがわかる。

図表 特-2 年齢階層別基幹的農業従事者数



資料：農林水産省「農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」（組替集計）
 注：1) 各年2月1日時点の数値
 2) 平成17(2005)年の基幹的農業従事者数は販売農家の数値

令和3年の新規就農者数は5万2,290人で前年に比べ2.7%減少したが、このうち49歳以下は1万8,420人で、0.2%増加した。将来の担い手として期待される49歳以下の新規就農者は、近年2万人前後で推移しているが、大きく伸びてはいない。なお49歳以下の新規就農者のうち6割ほどを、新規雇用就農者と新規参入者が占めている。

表1 新規就農者数の推移（就農形態別）

単位：人

区分	計	就農形態別						
		49歳以下	新規 自営農業 就農者	49歳以下	新規雇用 就農者	49歳以下	新規 参入者	49歳以下
平成26年	57,650	21,860	46,340	13,240	7,650	5,960	3,660	2,650
27	65,030	23,030	51,020	12,530	10,430	7,980	3,570	2,520
28	60,150	22,050	46,040	11,410	10,680	8,170	3,440	2,470
29	55,670	20,760	41,520	10,090	10,520	7,960	3,640	2,710
30	55,810	19,290	42,750	9,870	9,820	7,060	3,240	2,360
令和元	55,870	18,540	42,740	9,180	9,940	7,090	3,200	2,270
2	53,740	18,380	40,100	8,440	10,050	7,360	3,560	2,580
3	52,290	18,420	36,890	7,190	11,570	8,540	3,830	2,690

注：新規自営農業就農者、新規雇用就農者及び新規参入者については、調査の概要を参照。

（出典：農林水産省大臣官房統計部）

一方で法人経営体数は増加傾向にある。令和3年は3万2千経営体（推定値）と前年から2.9%増加した。農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用、円滑な経営承継、雇用による就農機会の拡大等の利点がある。農業の担い手の育成・確保という面では、法人経営体数の増加は好ましい傾向である。

4. 田園回帰と多様な農業へのかかわり方の展開

「令和3年度 食料・農業・農村白書」によると、農村では高齢化や人口減少が進んでいる一方で、近年「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しており、農村の持つ価値や魅力が再評価されている。新型コロナウイルス感染症の拡大も、地方移住への関心の高まりを後押ししているものと考えられ、特に若い世代等を中心に拡大傾向にある。農業を通じて新しい生き方を模索する動きがみられるということであり、中山間地域をはじめとする農村に人が安心して住み続けるための条件が整備されることがより必要になってくるものと思われる。

第2 秋田県の農業の役割と現状及び課題

1. 秋田県の農業の役割

秋田県の農業施策の役割は、大きな柱としては2つあるものとする。一つは「国策としての農業政策を実施していく」という役割。国の農業政策を実施していく上で、農業県・稲作県である秋田県は、重要な役割を果たしていかなければならない。

そしてもう一つの重要な役割は「県民（農家）のための役割」である。農家の収益性や所得の向上、技術の向上に役立つための施策を実施し、秋田県の産業としての農業をさらに発展させ、農業を魅力あるものにする役割である。

上記の二つの大きな柱に加え、さらにもう一つ役割として挙げるならば、農業に所得の向上や収益性の追求を求めただけではなく、首都圏等から自然豊かな秋田に移住し、農業ライフを充実したものにしようと考えている人たちの環境を整えるという役割である。田園回帰という人の流れが広がりを見せている中、「人生を豊かなものにするための農業」も、今後広がるものと思われる。

2. 秋田県の農業の現状

(ア) 農業の地位

県内総生産に占める農業の割合は全国5位、就業者全体に占める農業従事者の割合は全国6位と高く、農業が基幹産業となっている。また農業産出額に占める米の割合が過半を占め、全国5位と高いのが現状である。典型的な稲作県であるといえる。

■ 県内総生産に占める農業の割合 (R元)

- ・ 全国 0.9%
- ・ 秋田県 2.8% [全国5位]

■ 就業者に占める農業の割合 (R2)

- ・ 全国 3.4%
- ・ 秋田県 8.6% [全国6位]

(秋田県内25市町村のうち、18市町村で10%以上となっている)

■ 一般世帯に占める農家の割合 (R2)

- ・ 全国 3.1%
- ・ 秋田県 9.7% [全国6位]

■ 農業産出額に占める米の割合 (R2)

- ・ 全国 18.4%

- 秋田県 56.8% [全国 5 位]

■ 耕地面積に占める水田の割合 (R3)

- 全国 54.4%
- 秋田県 87.7% [全国 6 位]

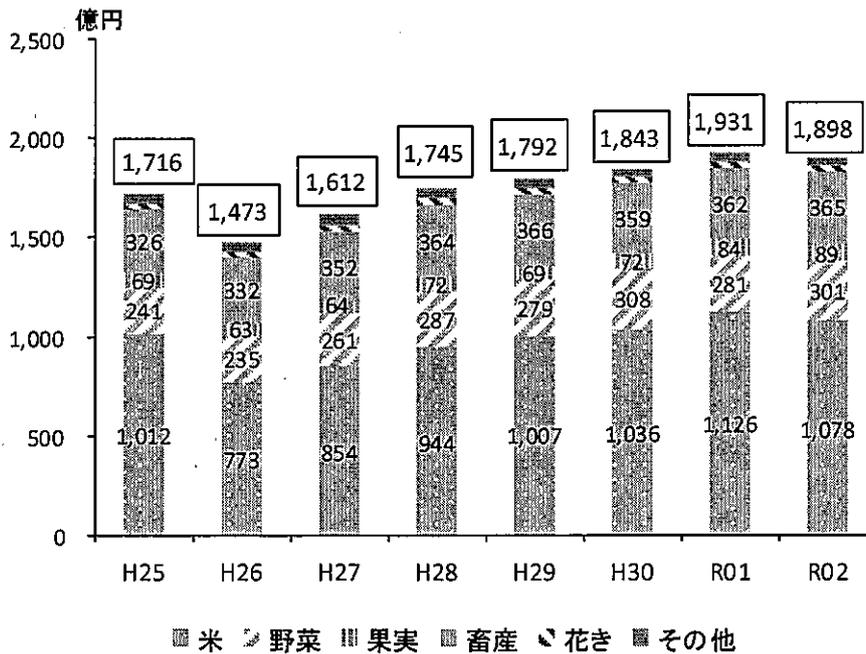
■ カロリーベースの食料自給率 (R2)

- 全国 37% (R3: 38%)
- 秋田県 200% (概算値) [全国 2 位]

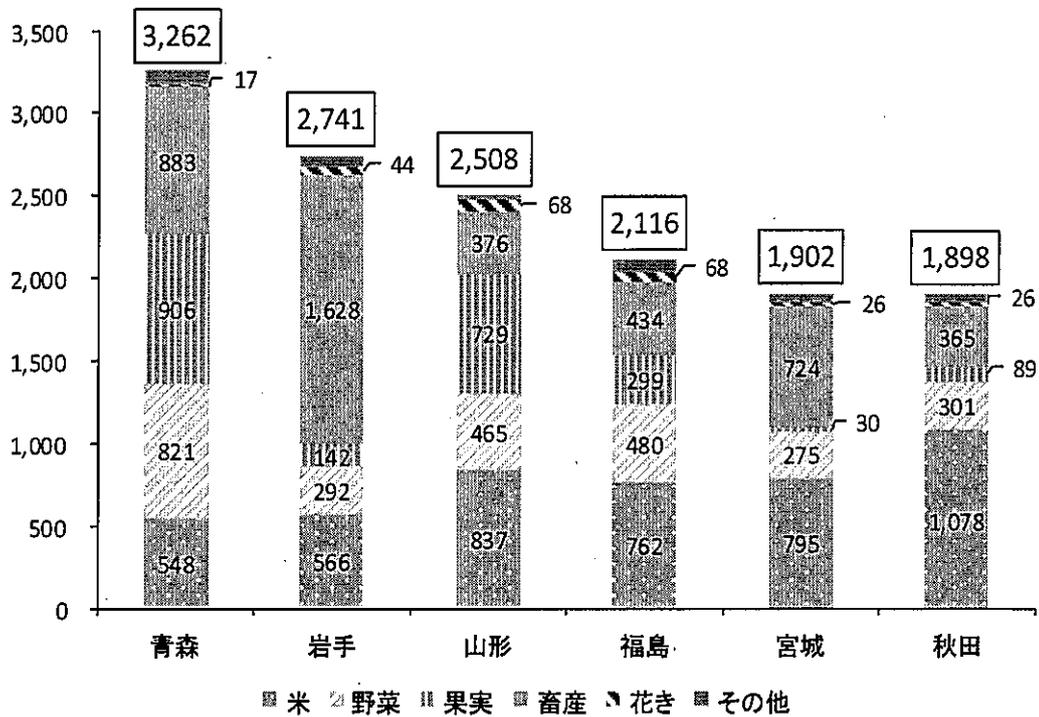
(イ) 農業産出額

令和 2 年度の農業産出額は 1,898 億円で、前年に比べ 33 億円減少している。秋田県は農業県の印象が強いが、東北では最も少ない金額となっている。他県に比べて米の割合が高いのが特徴的であるが、近年は野菜や畜産等の生産が拡大しており、米以外の産出額合計は過去 20 年で最高の 820 億円となった。

<秋田県の農業産出額の推移>



<東北6県の品目別産出額>



(ウ) 農家・認定農業者¹・農業法人

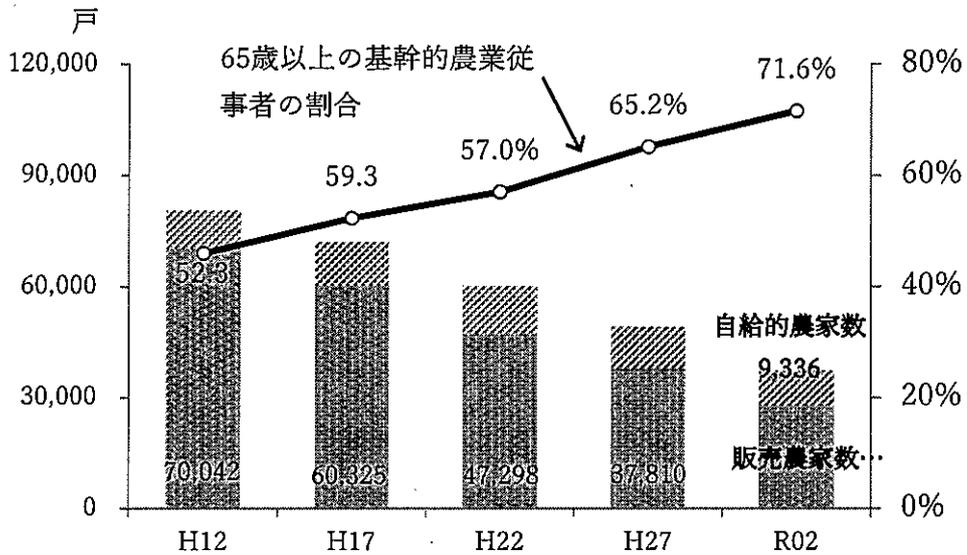
販売農家数は減少傾向にあり、平成27年から令和2年の5年間で約10,000戸減少している。また農業従事者の7割以上が65歳以上と、高齢化が進んでいる。

兼業農家等からの利用権設定や作業受託が進み、大規模層は増加傾向にある。

↓	1 経営体当たり経営耕地面積	4.0ha	(全国2位)
↓	5ha以上の販売農家割合	17.5%	(全国3位)
↓	5ha以上の経営耕地面積割合	64.7%	(全国5位)

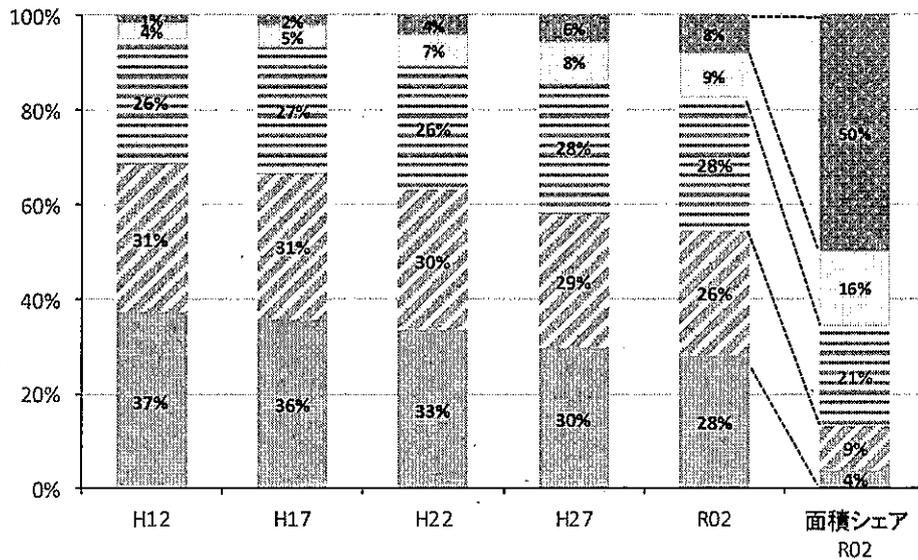
¹ 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村の農業経営改善基本構想に照らして適切であるものとして、市町村からその計画の認定を受けた農業者。他産業並みの所得や労働時間を目指して作成する農業経営改善計画の実現に当たって、税制や金融、補助事業等の支援措置がある。

<総農家数の推移（農林業センサス）>



↓ 総農家数 37,116 戸 (全国 22 位)
 ↓ 販売農家数 27,780 戸 (全国 15 位)

<経営規模別農家数の推移と面積シェア（農林業センサス）>

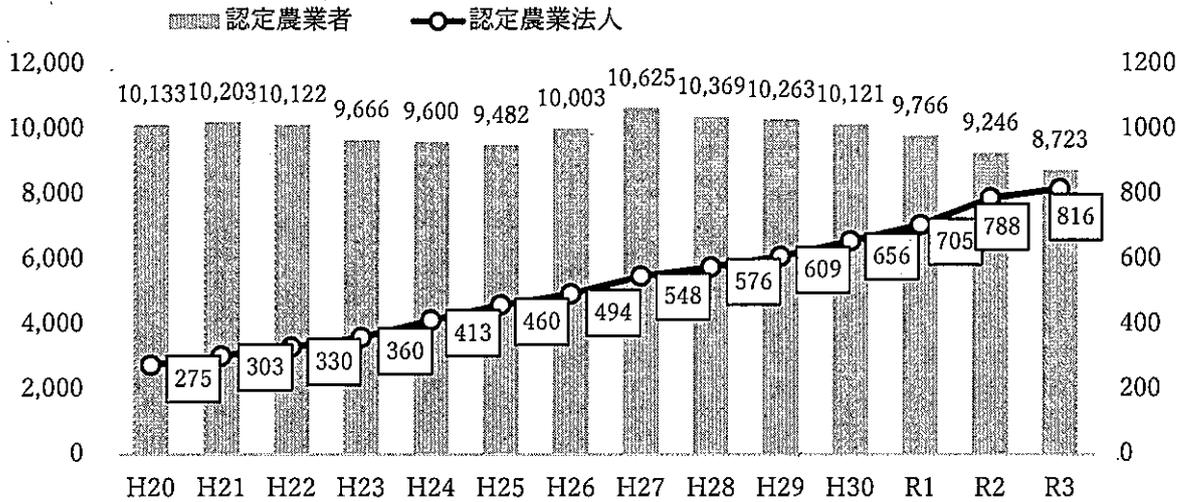


■ 1.0ha未満 ▨ 1.0~2.0ha ▤ 2.0~5.0ha ▩ 5.0~10.0ha ■ 10.0ha以上

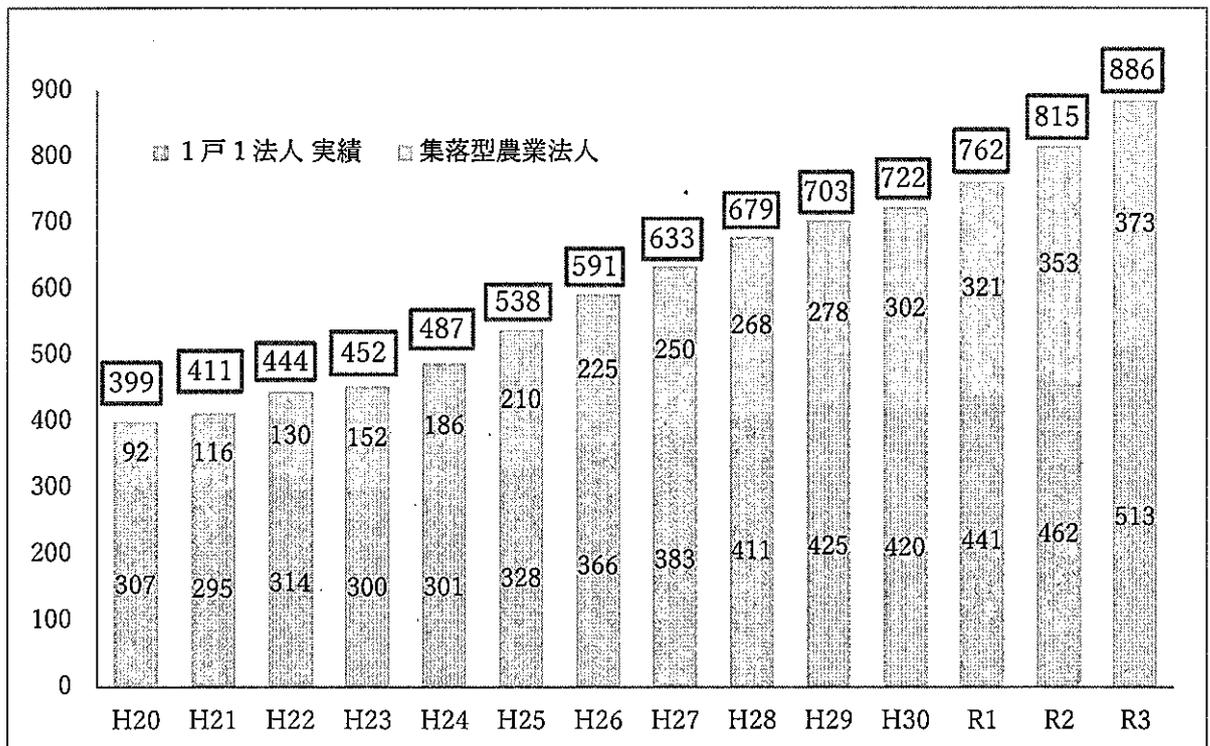
(※ H12 は農業事業体調査)

地域の担い手である認定農業者の推移は次の表の通りである。

認定農業者はH27をピークに減少傾向にあるが、認定農業法人数は増加している。経営の法人化が年々進展していて、農業の大規模化が進んでいる。



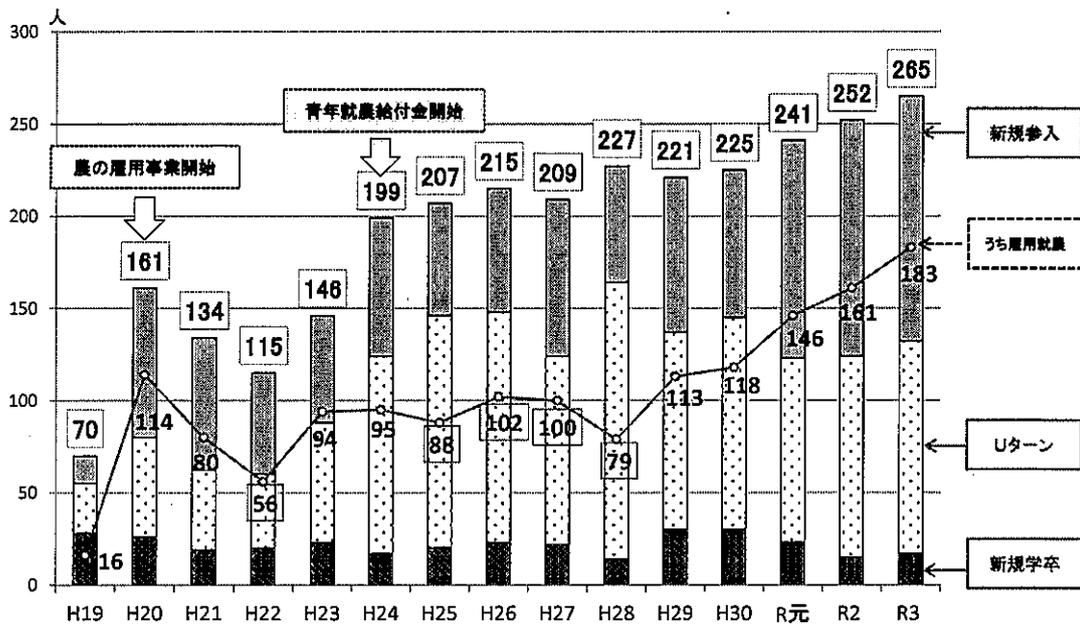
<農業法人数の推移>



(エ) 新規就農者²

新規就農者数は近年増加傾向で推移しており、令和3年度は265人。9年連続で200人以上を確保している。新規就農者の、新規学卒：Uターン：新規参入の比率は、1：4：5となっており、新規参入者の新規就農が健闘しているといえる。

<新規就農者の推移>

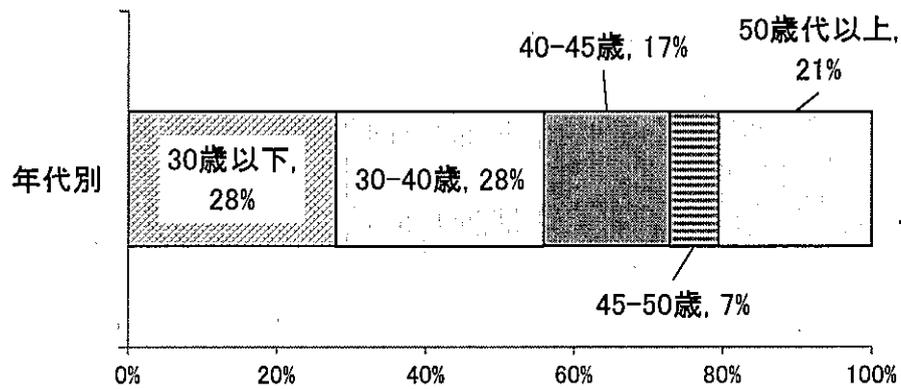


また就農形態別では、自営就農よりも雇用就農の割合が高く、R3の新規就農者の内訳では、雇用就農の割合が69%を占めており、自営就農の割合は31%となっている。

農業法人数や経営規模の増加が、雇用就農の増加に結び付いているものと考えられ、新規就農者の推移表を見るとR3年度の雇用就農者数は前年に比べ22名増加し、統計を取り始めた平成13年度以降最多の183名となった。

新規就農者の年齢別では、50歳未満が約80%を占めており、今後農業を担っていくものと思われる年齢層の割合は比較的高い。

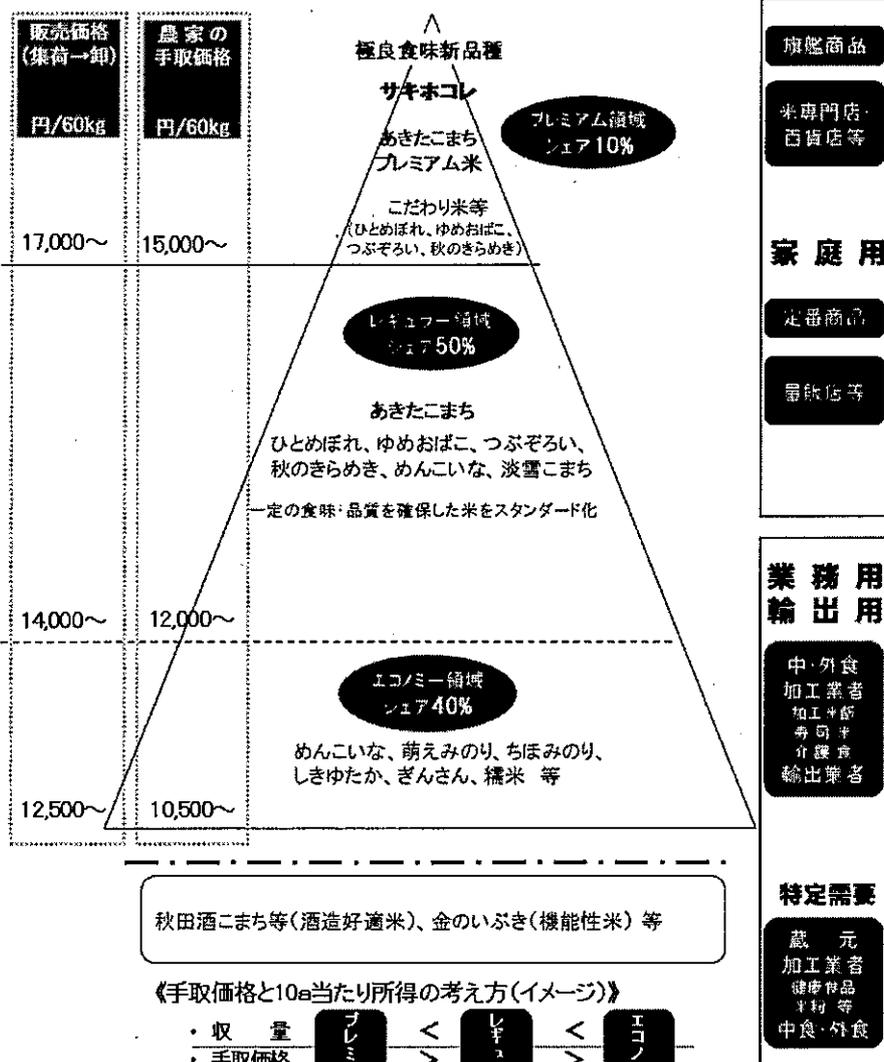
² 新規就農者：新たに農業に従事した者（経営主以外の者、雇用就農者を含む）で、年間60日以上農業に従事している者



(オ) 秋田の米

秋田県は基本的に稲作県であり、農業産出額に占めるコメの割合は高い。その中で令和4年度には極良食味新品種「サキホコレ」をラインアップに加え、家庭用から業務用に至る様々なニーズに対応したお米のオールラウンダーを目指している。「サキホコレ」は食味を追求した秋田米の最上位品種で、秋田米の牽引役となることが期待されている。

秋田米の品種別・用途別のイメージ

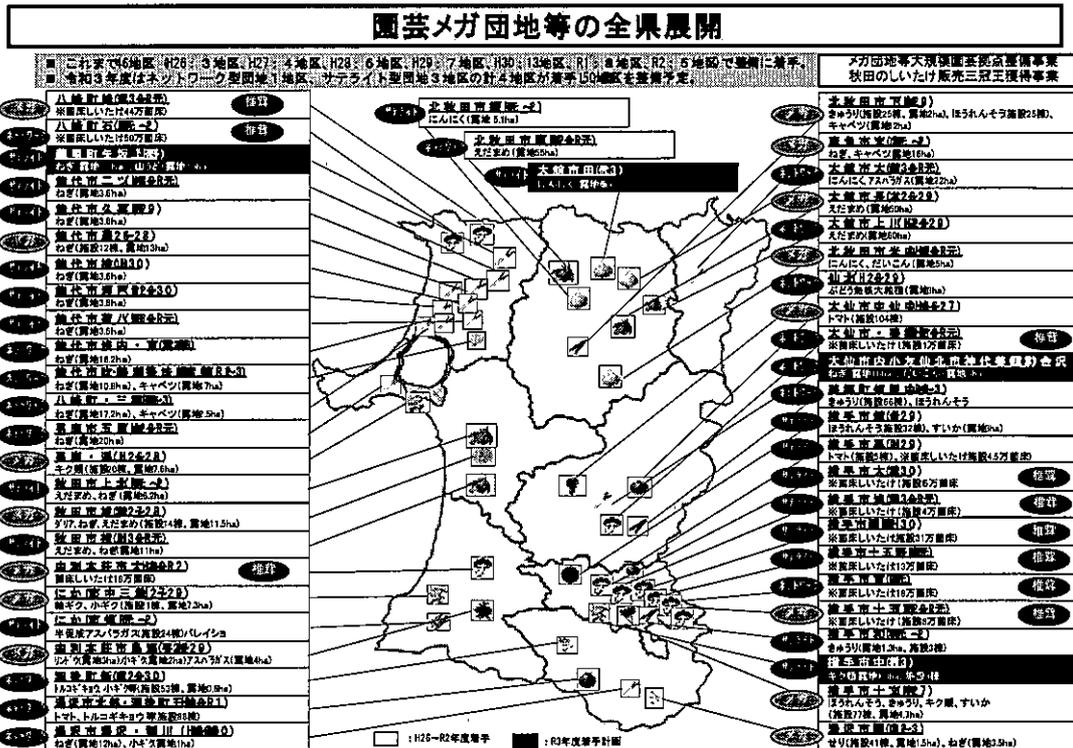


(カ) 秋田の野菜等米以外の農作物

秋田県では米への依存度を引き下げるため、米以外の農産物の産出額を増やすことに力を入れている。大豆の作付面積は、北海道、宮城県に次ぐ全国3位(R2)、えだまめやねぎにも力を入れている。また、しいたけも京浜中央市場(東京都、横浜市、川崎市)において、年間出荷量・販売額・販売単価の3部門において日本一となる販売三冠王を3年連続で獲得するなど、実績を伸ばしてきている。

(キ) 大規模園芸団地の全県展開

R3まで園芸メガ団地としたいけ団地を、計50団地整備した。「米依存からの脱却」「複合型生産構造への転換」に向けた本県農業の構造改革を加速化させている。収益性を高め、農業所得の飛躍的な拡大を目指している。



3. 秋田県の農業の課題

(ア) 稲作中心の農業からの脱却

秋田県は稲作に適した気象条件であることから米の産出額が大きい。農業産出額に占める米の割合は全国5位と高く、米に偏重した構造となっているため、野菜や畜産等の生産拡大が課題である。

野菜出荷額 (R2) は 301 億円 (産出額全体の 16%) で、全国 26 位、東北では 4 位。JA 系統販売額は 105 億円で、品目別ではねぎが 27 億円で 26%、次いできゅうりが 14 億円で 14%、すいかが 14 億円で 14%、えだまめが 12 億円で 11% となっている。

<JA 系統販売額の推移>

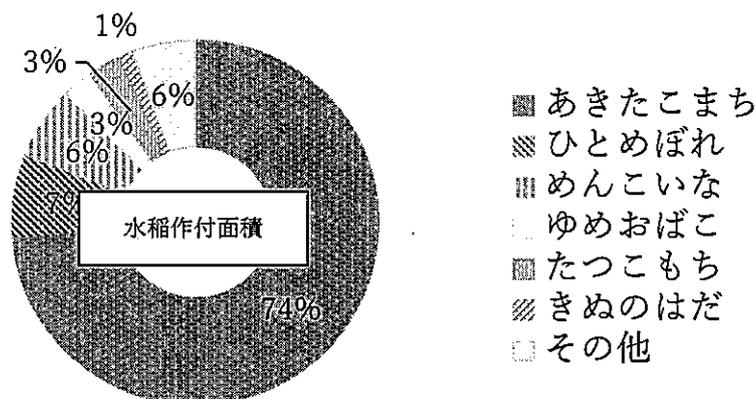
(単位:百万円,%)

品目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	伸び率 (R3/H28)
えだまめ	1,342	1,246	1,307	1,277	1,208	1,042	78
ねぎ	2,192	2,218	2,457	2,358	2,752	2,442	111
アスパラガス	886	744	711	627	633	533	60
トマト	941	847	965	798	890	779	83
きゅうり	1,133	1,026	1,324	1,189	1,432	1,157	102
ずいか	1,762	1,347	1,417	1,502	1,419	1,592	90
主要戦略野菜6品目 計	8,256	7,427	8,181	7,751	8,334	7,544	91
野菜 計	11,156	9,997	11,118	10,169	10,500	9,570	86

H28年からの推移をみると、長雨等の季節的な影響による出荷量の減少等もあり、野菜全体の販売額自体はむしろ減少していて伸び率は86%にとどまっている。一方でねぎは順調に伸びていて、6年連続で20億円を突破した。

また米に関しては、令和4年度から「サキホコレ」が本格的にデビューすることになるが、従来は「あきたこまち」偏重の品種構成を解消できておらず、業務用需要への対応にも遅れをとっていた。

令和3年産水稻の品種構成



注) 水稻作付面積は子実用(青刈り面積を除いた面積)である。

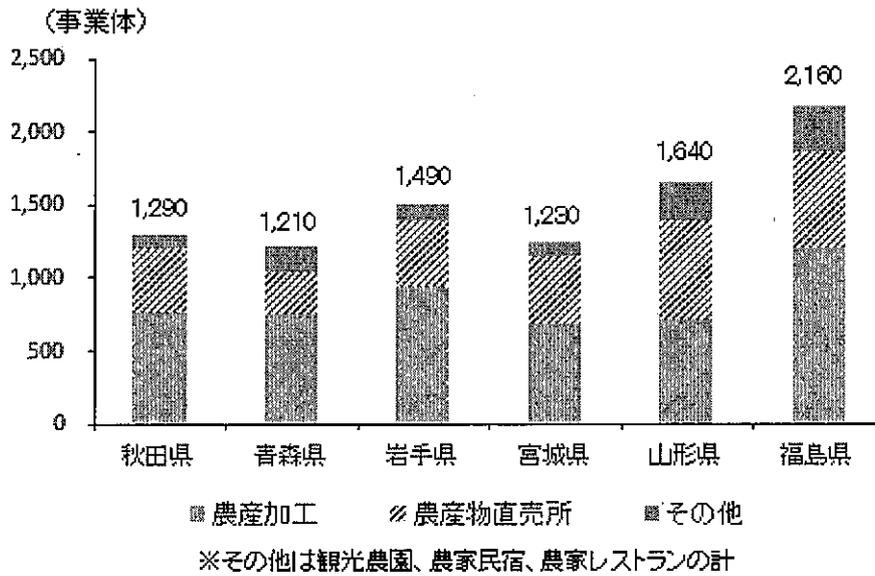
「あきたこまち」への依存度が、抜きん出て高いのがわかる。

(イ) 農林水産業の6次産業化

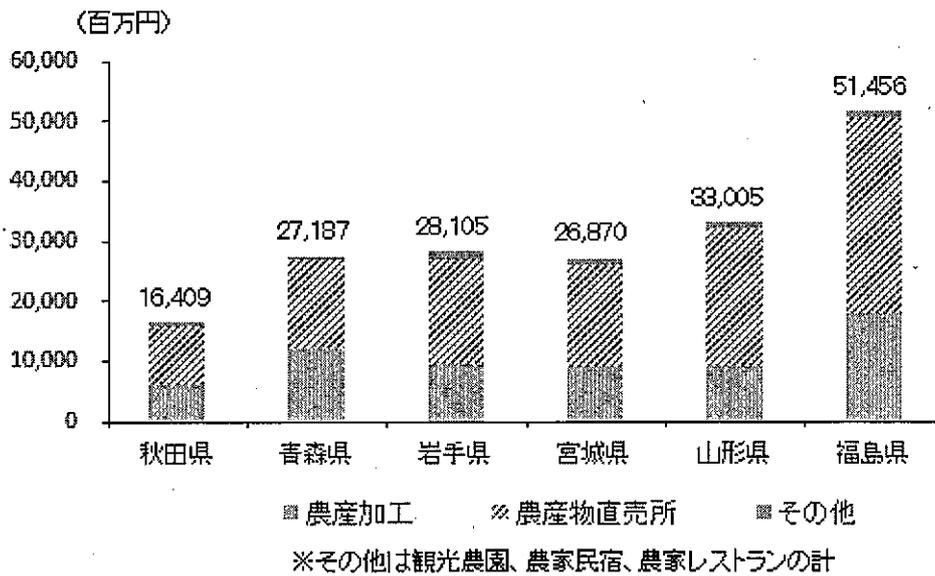
秋田県における農産加工や直売等の6次産業化に取り組む事業者数(農業者、農業法人等)は1,290事業者で、その販売額は164億円(令和2年度6次産業化総合調査)である。事業者数自体は東北の中でも他県と大きな差はないものの、総じて

事業体の規模は小さく、全体としての販売額は低いのが現状である。

6次産業化に取り組む事業体数(東北6県)



6次産業化の取組による販売額(東北6県)



農山漁村の活性化のためには、地域の1次産業と、これに関連する2次、3次産業(加工・販売等)の融合を図り、地域資源を有効活用した新しい産業やサービスを生み出していく必要がある。

(ウ) 複合型生産構造への転換

秋田県の農地は約9割が水田であり、現状稲作を中心とした土地利用型農業が展開されている。担い手への農地集積はかなり進んでいて、令和2年度には76.2%とまで向上し、全国平均より18ポイント程度上回っている。今後米依存からの脱却を目指し、「複合型生産構造」への転換を図っていく上では、労働時間の縮減や収量の増大など、生産性を飛躍的に向上させるほ場整備事業が重要な役割を果たすことになる。現状水田整備率（概ね30a区画以上に整理された水田の割合）は71.5%であるが、これをさらに進める必要がある。

<ほ場整備状況 (R3) >

水田面積 (A)		128,400ha
整備済み面積 (B)		91,743ha
水田整備率 (B/A)		=71.5%
大区画 (1ha以上)	大区画以外 (30a以上1ha未満)	
21,939ha	69,804ha	

複合型生産構造への転換を加速させるために、農地中間管理事業や園芸メガ団地と三位一体で進める「あきた型ほ場整備」を重点的に推進している。いくつか例をあげると次の通りである。

大館市	ほ場整備	芦田子地区 (H24~R1)
	園芸メガ 〔作物〕	大館地区 (H30~R1) 〔にんにく、アスパラガス〕
	集積率 現況→実績	0% → 81%

鹿角市	ほ場整備	末広地区 (H27～R4)
	園芸メガ 〔作物〕	末広地区 (H31～R2) 〔ねぎ, キャベツ〕
	集積率 現況→計画	31% → 95%

横手市	ほ場整備	平鹿高口地区 (H27～R4)
	園芸メガ 〔作物〕	和村地区 (H31～R2) 〔きゅうり〕
	集積率 現況→計画	30% → 87%

湯沢市	ほ場整備	関口地区 (H30～R5)
	園芸メガ 〔作物〕	関口地区 (R2～3) 〔セリ, ねぎ〕
	集積率 現況→計画	44% → 100%

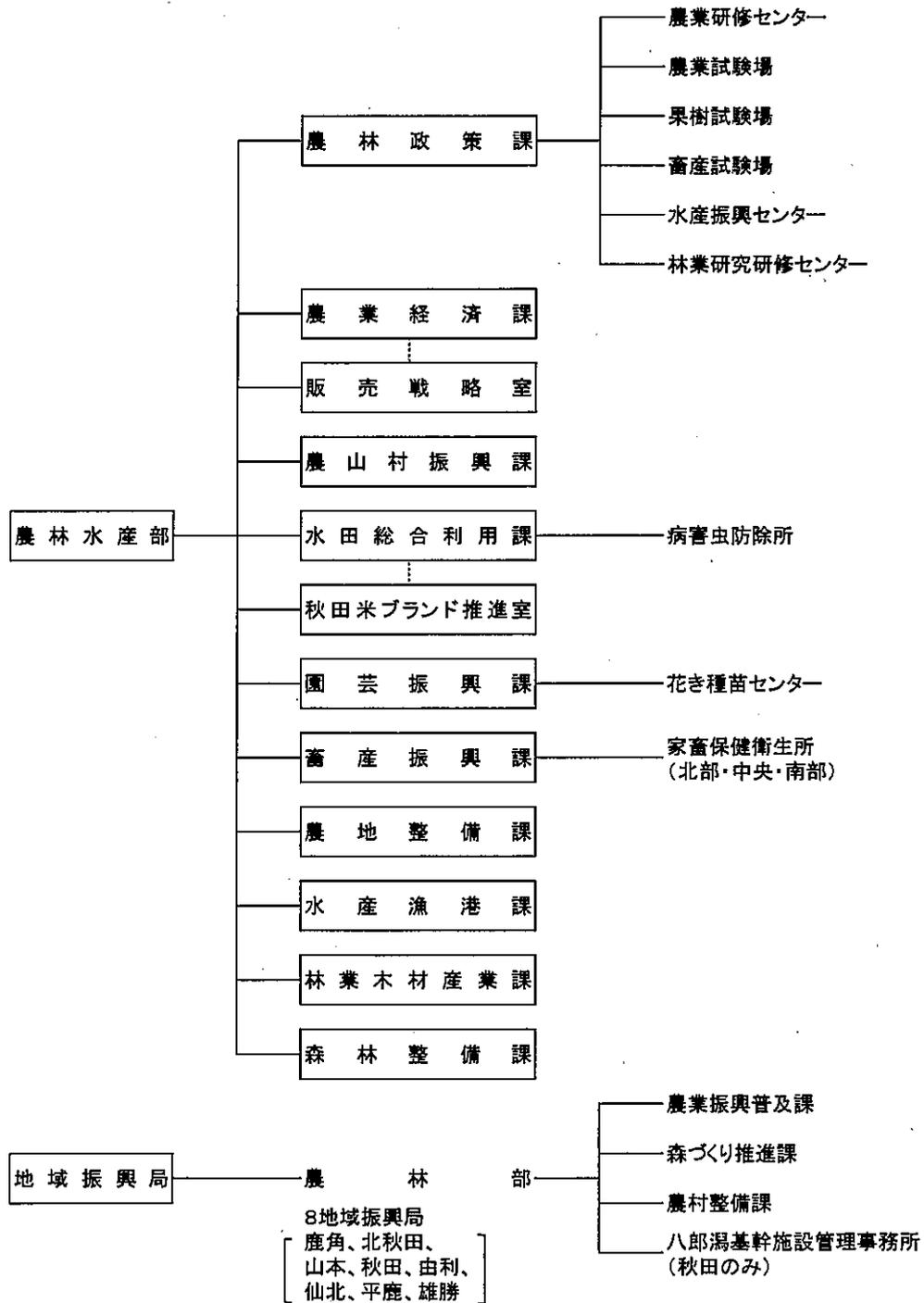
(エ) 農業従事者の高齢化及び耕作放棄地等の増加

農業従事者の高齢化には依然として歯止めがかかっていない。65歳以上の高齢者の割合が7割以上と高く、「あきた経済2021.3 2020年農林業センサスからみる秋田県農業」によると、平均年齢が67.9歳である。高齢化により営農を断念することが耕作放棄地の増加にもつながるが、その結果将来的に秋田県の農業が衰退していくことにつながりかねない。農業が若者にとって魅力ある職業と感じてもらえるような施策が、今後さらに必要になってくる。

第3 農林水産部の概要

1. 組織図

農林水産部機構図



2. 令和3年度農林水産部重点推進事項

これまで、収益性の高い「複合型生産構造への転換」に向けた取組を大胆かつ集中的に実施してきた結果、えだまめ、ねぎ、しいたけなどの生産が拡大したことに加え、秋田牛のブランド化の進展等により、農業産出額の伸び率が全国トップクラスを維持するなど着実に成果が現れてきている。

一方、米政策の見直しや国際通商協定の発効等による産地間競争の激化に加え、コロナ禍による外食を中心とした需要の減退や、人口減少を背景とした労働力不足の顕在化、ICT・AI等の技術革新の進展など、農林水産業を取り巻く情勢は大きく変化してきている。

こうした中で、本県の農林水産業が成長産業として発展していくためには、「競争力の高い経営体の育成」や「複合型生産構造への転換」に向けた取組を一層強化するとともに、AIやロボット技術を駆使したスマート農業など「次世代型農林水産業」の推進により、人口減少下でも生産力を維持・拡大できる生産体制を確立していく必要がある。

このため、令和3年度は、「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」総仕上げの年として、次の8項目を重点的に推進する。

- ① 秋田の農業を牽引する多様な人材の育成
- ② 複合型生産構造への転換の加速化
- ③ 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用
- ④ 農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化
- ⑤ ICT等の先端技術を活用した次世代型農林水産業の推進
- ⑥ 「ウッドファーストあきた」による林業・木材産業の成長産業化
- ⑦ つくり育てる漁業と広域浜プランの推進による水産業の振興
- ⑧ 地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり

上記の重点推進事項のうち、監査対象とした事項については、「第4 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンの概要 2.監査対象とした施策と方向性」に詳細を記載している。

3. 主な取組

令和3年度の農林水産部の主な取組をまとめると、以下の通りである。

<p>これまでの実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆新規就業者の確保 ◆大規模圃地の増加 ◆日本の産地づくり ◆ほ場整備の進展 ◆サキホコレ出荷量 ◆農産物出荷額の増加 	<p>【農業：7年連続で200人/年以上、林業：約140人/年、漁業：約10人/年】</p> <p>【園芸メガ圃地：(H28)10圃地 → (R2)46圃地】、【畜産圃地：(H28)30圃地 → (R2)49圃地】</p> <p>【えだまめ：(R1)年間出荷量で日本一、しいたけ：(R1)販売額、販売単価、販売量の三冠王】</p> <p>【水田整備率：(H28)67.9% → (R1)69.8%、H29～R1の3年で2,487haを整備】</p> <p>【(H28)591千㎡ → (R1)634千㎡】</p> <p>【米以外の産出額：(H27)768億円 → (H30)807億円と増加し、過去20年間で最大】</p>
-----------------------	--	---

1 人口減少時代における多様な担い手・労働力の確保

① 地域農業を牽引する競争力の高い経営体の育成

- ◆農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の促進
- ◆経営課題に対応した「経営顧問」の活用によるプロ農業経営体の育成
- ◆農業法人の連携や統合等による集落営農組織の再編推進

農業法人数

(R1)705経営体 → (R2)750経営体 → (R3)850経営体

② 多様なルートや幅広い年齢層からの新規就業者の確保・育成

- ◆移住就農をはじめとした就農相談体制の強化
- ◆実践研修やインターンシップなど研修制度の充実

農林漁業の新規就業者数

(R1)400人 → (R2)425人 → (R3)435人



2 複合型生産構造への転換に向けた取組のパワーアップ

① 大規模生産拠点の金果展開

- ◆園芸メガ圃地や大規模畜産圃地等の整備促進
- ◆営農開始後における生産技術指導や経営診断等によるフォローアップの強化

園芸メガ圃地等の整備

(R2)46地区 → (R3)50地区

大規模畜産圃地の整備

(R2)49地区 → (R3)50地区

② 日本一を目指す品目等による特色ある園芸産地づくり

- ◆えだまめ、ねぎ、しいたけ等の日本一を目指す園芸産地づくり

しいたけの販売三冠王

年間出荷量 (R1)2,241t → (R3)2,800t

えだまめ年間出荷量

(R2)1,423t → (R3)2,100t

夏秋ねぎ出荷量 (7～12月)

(R2)5,095t → (R3)7,300t

③ 秋田米の生産・販売対策の強化

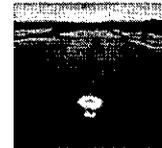
- ◆「サキホコレ」のプレデビュープロモーション
- ◆省力低コスト技術等による大規模稲作体系の確立

「サキホコレ」のプレデビュー
ロゴマークデザインの発表
先行販売イベント



④ スマート農業の導入の加速化

- ◆現場実装に向けた研究・指導体制の強化
- ◆スマート農業技術の導入支援、現地実証成果の横展開



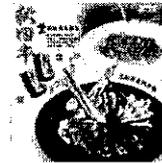
⑤ 産地づくりとスマート農業を支える基盤整備の推進

- ◆スマート農業の普及拡大を見据えた農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化の推進

3 農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化

① 県産農畜産物のブランド化と実需者ニーズに対応した流通販売体制の構築

- ◆秋田牛や比内地鶏の家庭消費向けの拡大など県産農畜産物の販路の多元化の推進
- ◆女性農業者による農産加工等の起業活動の促進



② アフターコロナにおける国内外の需要の変化を見据えた販売ルートの開拓

- ◆県産農産物の認知度向上と首都圏等におけるマッチングの推進
- ◆果実の台湾輸出に向けた体制整備、秋田牛の台湾・タイへの輸出拡大、沖縄を拠点とした農畜産物のPR

りんご・ももの台湾輸出
(R4)本格輸出の実施

推進
方向

- 第3期プランの総仕上げとして、経営力の強化等によるトップランナーの育成や、大規模生産拠点の全県展開など、これまでの取組を一層強化し、農林水産業の成長産業化を促進する。
- スマート農業の導入の加速化により、人口減少下でも生産力を維持・拡大できる体制の構築を図る。
- 県産材の需要開拓や生産流通体制の強化により林業・木材産業の成長産業化を進めるとともに、つくり育てる漁業の推進による水産資源の維持や、地域資源を生かした魅力ある里づくりによる農山漁村の活性化を図る。

4 林業・木材産業の成長産業化

① 木材の生産・流通体制の強化

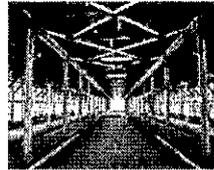
- ◆ コストの低減による再造林の促進
- ◆ 林内路網など基盤整備の推進

低コスト再造林の促進
(R2)190ha/年 → (R3)205ha/年



② 県産材の新たな用途開拓による需要の拡大

- ◆ 畜舎など非住宅分野での県産材の利用拡大



③ 県産材の販路開拓

- ◆ 県内外の住宅や店舗等での県産材の利用促進

スギ製菓出荷量
(R1)634千㎡ → (R2)698千㎡ → (R3)706千㎡



④ 森林経営管理制度の円滑な推進

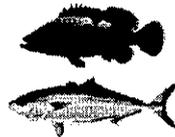
- ◆ 航空レーザー計測等の導入による森林情報のデジタル化

航空レーザー計測等の導入
(R2)〇市町、38,000ha

5 つくり育てる漁業の推進と水産業の振興

① つくり育てる漁業の推進による水産資源の維持・増大

- ◆ 種苗放流による水産資源の維持・増大
- ◆ 漁業所得の安定に向けた畜養種の推進



② 地魚の県内向け流通・販売体制の構築とブランド化

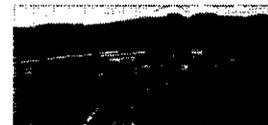
- ◆ 地魚PR活動による県産水産物の認知度向上と消費拡大
- ◆ 活け締め等による高品質商品のオンライン販売の促進

漁業者等のオンライン販売への取組
(R3)3件

6 魅力ある農山漁村地域の活性化と防災・減災対策の推進

① 地域資源を活用した魅力ある里づくりと高収益作物の生産拠点整備

- ◆ 山菜や伝統野菜、伝統行事や祭りなど地域資源を生かした魅力ある里づくりの促進
- ◆ 農業体験や農泊など都市との交流活動の促進
- ◆ 中山間地域におけるオール秋田での園芸振興



② 国土強靱化と防災・減災対策の推進

- ◆ ため池特措法に対応した取組の推進
- ◆ 遠隔操作が可能なスマート田んぼダムの実証
- ◆ 山地災害の防止

ため池特措法への対応
県内の防災重点ため池1,180箇所 (R3)劣化状況評価等120箇所、ハード対策23地区



4. 予算

農林水産部の令和3年度予算総額（6月補正後）は、一般会計で506億47百万円、特別会計で4億86百万円である。

一般会計及び特別会計の財源内訳は以下の通りである。

（単位：千円）

区 分	一般会計	特別会計
分担金及び負担金	2,106,856	0
使用料及び手数料	197,178	0
国庫支出金	22,757,597	0
財産収入	291,903	0
寄付金	7,050	0
繰入金	2,157,002	3,367
繰越金	0	406,971
諸収入	3,011,114	76,402
県債	7,477,700	0
一般財源	12,640,870	0
合 計	50,647,270	486,740

第4 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンの概要

1. 目指す姿

本県農業は、着実に成果が現れてきている「米依存からの脱却」、「複合型生産構造への転換」に向けたこれまでの取組をもう一段ステップアップさせ、農業の構造改革を確かなものにすることを目指す。加えて、国の農政改革等による産地間競争の激化や、人口減少を背景とした労働力不足など、社会情勢の変化に的確に対応するため、新たな視点を踏まえながら、農林水産業の成長産業化への取組を加速化することを目指す。

2. 監査対象とした施策と方向性

第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンの施策のうち、監査の対象とした4つの施策とそのねらい、目指す姿を実現するための施策展開（方向性と取組）は以下の通りである。

【施策1】 秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成

(施策のねらい)

本県農林水産業の経営基盤の強化を図るため、県外からの移住就業を含め、次代をリードする多様な人材の確保と競争力の高い担い手の確保・育成を加速する。

【施策展開】

方向性1 秋田の農業をリードする競争力の高い経営体づくり

(取組)

- 担い手への農地集積・集約化による経営規模の拡大
- 認定農業者や集落営農組織の経営基盤の強化
- 集落型農業法人の経営安定対策の推進
- 農業法人間の連携や経営継承に向けた支援
- 大規模農業法人等トップランナーの育成

方向性2 幅広い年齢層からの新規就業者の確保・育成

(取組)

- 就農前から定着までフォローアップする支援対策の充実・強化
- 幅広い年齢層を含む多様なルートからの新規就農者の確保・育成
- 秋田林業大学校の充実・強化による即戦力となる人材の育成
- 就業相談から自立経営までの一貫支援による漁業者の確保・育成

方向性3 多様なルートから秋田に呼び込む移住就業の促進

(取組)

- 首都圏等の移住就業希望者に対する秋田の魅力発信
- 移住就業希望者に対するトライアル研修の実施
- 就業定着までのトータルサポート体制の整備

方向性4 農業労働力の安定確保と農作業の軽労化の促進

(取組)

- 先進的な労働力調整モデルの展開とサポート体制の構築
- 大規模園芸経営体の効率的な生産・労務管理手法の確立
- ロボット技術等による軽労化対策の強化

方向性 5 秋田で活躍する女性の活動支援

(取組)

- アグリビジネスに取り組む気運の醸成と経営感覚に優れた女性起業者の育成
- アグリビジネスを通じた女性が活躍できる環境づくり

【施策 2】 複合型生産構造への転換の加速化

(施策のねらい)

本県農業の成長産業化に向け、産地間競争を勝ち抜く攻めのトップブランド産地の形成を進め、収益性の高い複合型生産構造への転換を加速する。

【施策展開】

方向性 1 大規模園芸拠点を中心とした戦略作物の更なる生産拡大

(取組)

- メガ団地等の大規模園芸拠点の全県展開
- “オール秋田”で取り組む野菜産地の競争力強化
- 加工・業務用産地の育成
- 秋田の立地条件を生かした周年園芸の推進

方向性 2 「しいたけ」や「えだまめ」など日本一を目指す園芸産地づくり

(取組)

- 日本一を目指す「しいたけ」の生産振興と販売促進
- 出荷量日本一の「えだまめ」の更なるチャレンジ
- ねぎやダリアなどの秋田の強みを生かした品目のトップブランド化

方向性 3 秋田のオリジナル品種による果樹・花きの生産振興

(取組)

- 市場評価の高い県オリジナル品種の生産拡大
- 品質保持技術を生かしたりんご等の長期出荷体制の強化
- NAMAHAJE ダリアのブランド力強化と種苗供給体制の再編

方向性 4 大規模畜産団地の全県展開

(取組)

- 大規模畜産団地による収益性の向上と生産力の強化
- 繁殖から肥育まで秋田牛ブランドを支える生産基盤の強化

- 生産性向上による酪農の収益力強化
- 特色ある畜産物を核とした地域の活性化

方向性 5 秋田牛や比内地鶏など秋田ブランドによる畜産振興

(取組)

- 国内外における秋田牛の認知度向上
- 全国和牛能力共進会での上位入賞に向けた取組の強化
- 比内地鶏の品質の高位平準化や、食味の高さなどのストロングポイントの訴求

方向性 6 先端技術と融合したアグリテックによる生産効率の向上

(取組)

- スマート農業による園芸生産システムの実証・普及
- 先端技術を活用した新たな果樹生産システムの実証・普及

方向性 7 秋田の農林水産業の発展を支える研究開発の推進

(取組)

- 大学・民間と連携した技術開発の促進
- 県オリジナル品種や新商品の開発促進

【施策 3】 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用

(施策のねらい)

水田農業を主体とする本県において、産地間競争に打ち勝ち、担い手の経営が持続的に発展していくことができるよう、全国 3 位を誇る広大な水田をフルに活用し、基幹作物である水稻の需要に基づいた生産と、大豆や園芸等の戦略作物の生産拡大に取り組む。

【施策展開】

方向性 1 業務用や特定需要など実需と結びついた米づくりの推進

(取組)

- 販売を起点とした秋田米生産・販売戦略の推進
- 多様なニーズに機動的に対応できる米産地の確立
- 実需と結びついた新たな米づくりのサポート

方向性 2 次代を担う秋田米新品種デビューと販売対策の強化

(取組)

- 地域のプレミアム米など売れる商品づくりの推進
- 秋田米をリードする新品種の開発とデビュー対策の実施

方向性 3 省力化技術や ICT 導入による超低コスト稲作経営の確立

(取組)

- 最新技術を駆使した高品質・低コスト生産技術体系の確立

方向性 4 複合型生産構造への転換を支える基盤整備の促進

(取組)

- 産地づくりと一体となったほ場整備の促進
- 高品質・高収量を実現する地下かんがいシステム等の整備

方向性 5 水田フル活用による自給力の向上

(取組)

- 生産性の高い水田フル活用の推進
- 収益性の高い戦略作物による多様な水田農業の展開

【施策 4】 地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり

(施策のねらい)

優れた景観を有する里地里山が県民共有の財産として後世に引き継がれるよう、地域資源を最大限に活用しながら、中山間地域の農業と農山漁村の維持・発展に取り組むとともに、災害から県民の生命と財産を守るため、地域の協働力を活用した保全管理や防災・減災力の強化を図る。

【施策展開】

方向性 1 多様な資源を生かした地域ビジネスの展開

(取組)

- 中山間地域の資源を生かした取組への支援
- 農泊等による都市との交流人口の増大
- 農家レストランや農家民宿など多様なアグリビジネスの取組拡大

方向性2 里地里山の保全管理と鳥獣被害対策の強化

(取組)

- 県民参加の森づくりの推進
- 農地等の保全と活用
- 条件不利地域における営農継続に向けた支援
- 農産物の鳥獣被害対策の強化
- 地域コミュニティの持続的な発展を支える仕組みづくり

方向性3 森林の多面的機能の高度発揮

(取組)

- 間伐等の適切な森林整備の推進
- 松くい虫やナラ枯れ被害等の森林病虫害対策の促進

方向性4 地域を守る防災・減災対策と施設の保全管理の強化

(取組)

- 生命と財産を守る安全・安心な地域づくり
- 安定した農業用水の確保に向けた施設整備と長寿命化等の推進
- 保安林等の整備の推進

Ⅲ. 包括外部監査の結果－総論

今回選定した特定の事件について監査を実施した結果、一部指摘事項はあるものの法令等に違反する事実はなく、関係法令等に基づき、概ね適正に事業が施行されているものと認められた。

本報告書において、指摘事項及び意見については、監査人は次の区分で述べている。

区 分	内 容
指摘事項	合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、監査人が是正が必要と判断した事項。本文中は【指摘】と表記している。
意 見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項。本文中は【意見】と表記している。

監査の過程で発見された個別の事項については、「Ⅳ. 監査対象とした個別事業に関する監査の実施とその結果－各論」で述べているので、参照いただきたい。

ここでは個別の事項を踏まえ、複数の事業で共通する事項を中心にまとめてみたい。

一部の内容については、農林水産部単独での対応は困難で全庁的な対応が求められる事項、他部署にも影響を及ぼす事項が含まれているが、業務を行うにあたってより良い方向に改善していくために、今後の参考にしていただきたい。

1. 県の農業施策の遂行状況と各市町村との連携について（意見）

今回の監査においては、県が実施する事業が県民に対して公平に実施されているかどうかという観点からも監査手続を実施している。事業が県内まんべんなく実施されているか、一部の地域に偏っていないかどうかの検証である。

今回監査対象とした事業のなかで、一部の市町村において、県が実施する事業の遂行状況が低いという事実が明らかになっている。

例えば、園芸メガ団地等を全県展開している中で、現在拠点が存在しない市町村は、小坂町、上小阿仁村、八郎潟町、五城目町、井川町、大潟村、東成瀬村の7町村であるし、農業次世代人材投資事業の秋田県内25市町村ごとの補助金交付実績に

関しては、準備型で平成24年度以降交付実績のない市町村は、小坂町・上小阿仁村・藤里町・八郎潟町・井川町の5町村、経営開始型は、平成29年度以降で交付実績のない市町村は、上小阿仁村・井川町・大潟村の3町村である。

また多面的機能の交付金については、秋田県内の農地面積の7割の範囲で推進組織がカバーしており、カバー率としては東北で第2位、全国でも10位と、高いカバー率を達成している一方で、カバー率が50%未満の市町村は、小坂町45%、上小阿仁村47%、藤里町47%、五城目町45%、井川町49%となっている。

上記の市町村の一部は、「新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業」においては、1経営体当たりの事業実績が、「次世代につなぐ水田農業総合対策事業」においても、1認定農業者当たりの事業実績が、全体平均よりもやや低いのが現状である。

各市町村にそれぞれの事情があり、個別事業の監査結果に記載の通り様々な要因があるが、上記の市町村においても農業は重要な産業であり、農家数の減少や農業従事者の高齢化という課題を抱えている。

県としては、市町村との役割分担を認識しながら連携して事業を進めているが、特に事業の遂行状況が低いと考えられる市町村については、事業目的の達成に向けた更なる取り組みが必要であると考えている。

2. 補助金等で取得した農業用機械設備等の継続的使用の検証について（指摘）

【対象事業】

- 新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業
- 次世代につなぐ水田農業総合対策事業
- 元気な中山間農業応援事業
- メガ団地等大規模園芸拠点育成事業

（指摘）

事業実施主体が県から支給された補助金及び交付金（以下、「補助金等」という。）で取得した農業用機械設備等の財産については、事業実施後3年間だけでなく、法定耐用年数の7年間は、当該財産の継続的使用を確認する手続きを行う必要がある。

監査の対象とした9事業のうち上記の4事業に関しては、事業実施主体が県から支給された補助金等で取得した財産について、県のその後の継続的フォローの在り方を指摘している。

県が補助金等の交付決定を行う際には、「知事の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」という条件を付している。このため、補助金等を受給した事業実施主体が、取得した財産を目的外に処分する場合は、事前に承認申請書を提出し知事の承認を受けなければならない。

県は基本的に事業実施後3年間、事業実施主体から事業実施状況の報告を受けている。また、事業完了後も秋田県財務規則により、「知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告をさせ、又は職員をして帳簿書類その他の物件を調査させることがある。」とある。

このような状況においても、県は、補助金等で取得した財産の現物確認を積極的に実施しているわけではないため、事業実施主体が、意図的に承認申請書を提出することなく当該財産を売却処分したとしても、把握しにくい状況となっている。県の職員が、現場の市町村職員や関係団体職員等との情報交換などにより、実在性の情報を入手するケースもあり得るが、それだけでは実在性を確認するには十分とはいえない。また農業用機械設備等の法定耐用年数が7年であることを考慮すると、フォロー期間が事業実施後3年間というだけでは短いと考える。

補助金等で取得した財産の金額的重要性もあるため、すべての財産について網羅的に実在性を検証する必要はないが、一部の財産についてはリストを作成し、何らかのルールを定めて実際に当該財産が活用されているかどうかを検証する手続きが必要であると考ええる。

3. 各事業に要した職員の関与時間と人件費の把握について（意見）

【対象事業】

- 全事業

（意見）

各事業にどれだけの人件費が投入されているかを把握するべきであり、そのためにまずは職員の事業ごとの関与時間数を把握することから始める必要があると考える。

現在、農林水産部が策定している「秋田県農林水産業関係施策の概要」には、各事業の予算金額が示されている。また後述する「監査対象とした個別事業に関する監査の実施とその結果」の冒頭にも予算金額を記載している。しかしその予算金額の中には、農林水産部及び地域振興局農林部の職員の人件費は含まれていない。

また県は、毎年事業評価調書を作成し、事業評価結果一覧表（政策体系順）において、必要性・有効性・効率性の観点から評価を行ったうえで総合評価を実施している。そこで開示されている事業費もキャッシュアウトした事業費支出のみであり、直接・間接事業を遂行した職員の人件費は含まれていないし、各事業に要した職員の関与時間も把握されていない。

包括外部監査の目的は、監査対象として選定した特定の事件（テーマ）について、関係する個別事業を選択し、3E（経済性・効率性・有効性）の観点から監査を実施し、その結果を報告することにある。各事業の効率性や経済性を検討するにあたり、各事業で発揮されている効果と比較するためには、投入金額を把握し、投入金額に見合った効果が上げられているかどうかを判断する必要がある。

我々監査人は、各事業の評価をより適切に行うためには、各事業に要した人員の時間を把握し、人件費を各事業に配賦したうえで投入金額を把握することがより有効だと考えている。

近年においては、行政活動に対するコンプライアンスの遵守や、災害・鳥インフルエンザ対応など予期せぬ出来事への対応、それにコロナ禍もあり、県職員の事務負担は増加する環境にある。一方で、行財政改革大綱などによる人員の削減が求められ、農林水産部職員数も、平成29年7月1日現在の917名から減少傾向にあり、令和4年4月1日現在では902名まで減少している。また、働き方改革の一環として、時間外勤務については、原則上限時間と対象業務を定め、職員の総労働時間を減少させる必要があると考えられ、そのためには行政事務の更なる効率化を図る必要がある。

そのような環境の中にあり、県としては業務量の平準化に努め、業務の偏在を解消し、事業目標が人員の減少により達成できないということがないよう、事業ごとの適正な人員を見積り、実績を把握して管理することが必要であると考え。そのことによって、当年度の事業の適正性を客観的に判断・評価し、翌年度以降の事業の在り方に役立てることができるはずである。

現在県では継続事業評価調書（中間を含む）において、各種指標を用いて必要性・

有効性・効率性の観点から事業の評価を毎年見直し、必要な事業と役目を終えたと思われる事業の整理を行っているが、各事業に対応する人員の時間数を把握し、人件費の配賦を行うことで、より適正な評価を行うことが可能である。

以上より監査人は、計画段階から各事業に投入する人員・関与時間数及び人件費を適正に見積もり、年度末を迎えた後には実績を把握し、翌年度以降の事業の見直しに反映できる体制に向けて、徐々に準備を始める必要があると考える。

このような監査人の見解に対して、農林水産部の見解を記載させていただく。

【農林水産部の見解】

- 職員の人件費については、地方公務員法第58条の2に基づき、人件費の状況を毎年公表している。
- 県の業務は、各部、各課により業務内容が多種多様であり、人件費を個別事業、ゼロ予算で実施している事業、県庁内外での調整業務等に分解して、積算しなおすことは困難である。
- 法に定められた報告を、さらに詳細に事業毎の関与時間数を把握した上で積算し報告することは、しかるべき部署がコストを考慮しつつ、新たに全庁的な統一ルールを設けて取り組むべきと考える。
- 職員個々の業務量に対する負荷の状況把握については、職員への人事ヒアリングや人事評価等を通じ行っており、急な病気などで負担が偏った場合は兼務をかけてフォローしたり、災害が起きた場合は被災していない地域から職員を派遣するなど、業務量に応じた人員を配置することで、マンパワー不足で事業が滞ることのないよう対応している。
- 一定のマンパワーの下で、より効果の高い事業を実施していくためには、事業そのものの費用対効果を見極める必要があると考えている。
- 過去に人件費把握に向け担当者を配置し全庁的な取り組みを行ったが、検討の結果、同様の業務量の把握は実施しないと結論づけた経緯がある。

【まとめ】

最近の秋田県庁を取り巻く環境を考えると、職員の労働環境の把握、適切な人員配置・業務分担と支援、労働時間の管理を組織的に行うことが、県の業務を遂行する上で今後の大きな課題である。

時間管理に関しては、ただ単に個々の職員の労働時間数・残業時間数を把握するだけでなく、一歩先に進めて、個々の事業にどれだけの時間を要しているのかを把握す

ることから実施していただきたい。

また、職員ごとの標準時間単価を設定することにより、個々の事業に直接要した人件費を把握することができる。議会对応や国との対応等の間接業務に要した時間数や人件費も見えてくるであろう。

費用対効果の面もあるので今後の対応を検討する必要があるが、職員の時間管理を一步先へ進めることにより、今後の業務改善に役立つ情報が入手できるはずであると監査人は考える。

IV. 監査対象とした個別事業に関する監査の実施とその結果—各論

農林水産部が行う事業のうち、事前提出資料の閲覧により金額的な重要性のあるものについて担当課へのヒアリングを行い、質的な重要性も鑑み、以下の9つの事業を抽出し監査を行った。

1. 農地中間管理総合対策事業
2. 新規就農総合対策事業
3. 新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業
4. メガ団地等大規模園芸拠点育成事業
5. 次世代につなぐ水田農業総合対策事業
6. 秋田米をリードする新品種デビュー対策事業
7. 日本型直接支払交付金事業
8. 元気な中山間農業応援事業
9. 経営体育成基盤整備事業

1. 農地中間管理総合対策事業

(ア) 事業の概要

事業名	農地中間管理総合対策事業【農林漁業振興臨時対策基金】		担 当	農 林 政 策 課 担 い 手 支 援 班
事業年度	平成 26～	事業主体	県、市町村、農地中間管理機構	当初予算額 830,453 千円 6月補正後 846,239 千円
事業目的	農業経営の規模拡大や農地の集団化等に必要農地の流動化を促進するため、活動母体となる農地中間管理機構や市町村等の活動を支援する。		財 源 内 訳	国 庫 755,379 千円 一 般 40,399 千円 繰入金 49,453 千円 諸収入 1,008 千円
実施内容	1 農地中間管理事業 212,307 千円 (◎146,975 千円、◎33,672 千円、◎31,660 千円) 農地中間管理機構が行う農地の賃貸借、管理、条件整備等に対して支援し、認定農業者等担い手の経営規模の拡大及び農地の集団化を促進する。 (1) 事業内容 ①農地の賃料、農地の管理・保全に要する経費の助成 ②機構の運営及び業務委託費等に要する経費の助成 ③事業推進活動及び指導監督等 (2) 事業主体 ①②農地中間管理機構、③県 (3) 補助率 ①国9/10、県1/10、②国定額 2 農地売買支援事業 15,280 千円 (◎, 154 千円、◎6,106 千円) ～監査の対象外としたため記載を省略～			

3 機構集積協力金交付事業

599,250千円 (Ⓔ599,250千円)

農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、認定農業者等担い手の経営規模の拡大及び農地の集団化を促進する。

(1) 地域集積協力金

地域での話し合いに基づき、農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けた「地域」に助成する。

①集積タイプ (担い手への農地集積・集約を促進)

<交付要件>対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されることなど

機構の活用率		交付単価
一般地域	中山間地域	
20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0万円/10a
40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6万円/10a
70%超	30%超 50%以下	2.2万円/10a
	50%超	2.8万円/10a

②集約化タイプ (担い手同士の耕作地の交換等による農地の集約を促進)

<交付要件>地域の農地面積に占める担い手の1ha以上の団地面積の割合が20%以上増加することなど

機構の活用率	交付単価
40%超 70%以下	0.5万円/10a
70%超	1.0万円/10a

(2) 経営転換協力金

土地利用型農業からの経営転換や高齢による離農などにより、農地中間管理機構に農地を貸し付ける個人に助成する。

<交付要件>農地を10年以上機構に貸し付けること

交付単価	上限額
1.5万円/10a	50万円/10a

(3) 推進事務費

事業に係る通信・消耗品費、旅費、振込手数料、交付事務費等への助成

4 経営継承・発展等支援事業

1,008千円 (Ⓔ1,008千円)

～監査の対象外としたため記載を省略～

5 条件不利農地を担う経営体支援事業【6月補正】 当初 0千円 → 補正後 15,781千円 (Ⓔ15,781千円)

～監査の対象外としたため記載を省略～

6 大潟村方上地区農地利活用推進事業

2,633千円 (Ⓔ2,633千円)

～監査の対象外としたため記載を省略～

(イ) 事業の背景と監査の視点

① 事業の背景

平成25年12月に国が公表した「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組を進める方針が示された。農地中間管理事業は、農地中間管理機構が「高齢化」や「後継者がいない」などの理由で耕作できない農地を借り受け、担い手農家に貸し付けることなどを行う国の制度であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)に基づき、実施されるものである。「農地中間管理総合対策事業」は、目的に記載されているように、農業経営の規模拡大や農地の

集団化等に必要な農地の流動化を促進する農地中間管理機構等の活動を支援するものである。秋田県では、県政の運営指針となる「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」（以下、『プラン』という）と農林水産施策全体を網羅する基本計画である「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」（以下、『ビジョン』という）に示されているように、担い手への農地集積・集約化による経営規模の拡大を進めており、秋田県の特徴的な取り組みである、農地中間管理事業・ほ場整備・園芸メガ団地等の整備が一体となった「あきた型ほ場整備」の推進を支える事業の一つとして、当該事業を行う農地中間管理機構を活用した農地集積の促進は、秋田県の農業政策全体の基盤をなすものとなっていると考える。「農林水産業・地域の活力創造プラン」との関係を示すと、「Ⅲ 政策の展開方向」の「6. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減」との整合性が図られているものと言えるであろう。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」における具体的な記載と活動指標は次のとおりである。

Ⅲ 政策の展開方向

6. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。このため、都道府県ごとに農地中間管理機構を整備し、地域内に分散・錯綜する農地を整理して、担い手ごとの集積・集約化を推進する。

<目標>

令和5年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立

<展開する施策>

- ②農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等

②監査の視点

当該事業は、平成26年3月施行「農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）」に基づき各都道府県に設置された農地中間管理機構を活用した、農地の集積・集約化を推進することを目的としている。これは①事業の背景で示したように、国の産業政策として位置付けられ、秋田県や秋田県民のための施策だけでなく、国民の食糧を支えるための事業と言えるのではないだろうか。このような観点から考えると、事業の推進は必ずしも県域全体に均等に行われるべきものではないかもしれない。しかしながら政策の展開方向に記載されているように、都道府県ごとに農地中間管理機構が整備されていることから、地域の特性を考慮しながら地域